

横浜市立丸山台小学校いじめ防止基本方針

平成25年3月策定
令和2年3月改定

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

①いじめの定義

「いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」（いじめ防止対策推進法案第2条）

②いじめを防止するための基本的な方向性

○いじめの未然防止

- ・豊かな人間関係を確立する
- ・魅力ある学校づくりをする
- ・自己有用感を醸成する
- ・実践目標「自分が輝く、みんなも輝く」を実現する

○早期発見・早期対応

- ・いじめを見逃さないための体制づくりを整える
- ・職員、保護者、児童との日常的なかかわりをもつ
- ・職員研修を行う

○適切な対処・措置

- ・偏見や不公平を許さない教職員の共通理解をもつ
- ・いじめ防止対策委員会を中心とした組織的対応をする
- ・継続的な見守りを行う
- ・3ヶ月間の見守り後、事案の解消・継続見守りを確認する。

2 「いじめ防止対策委員会」の設置及び組織的な取組

①組織の構成

校長 副校長 児童支援専任 養護教諭

必要に応じて教諭、警察や心理、福祉、SSW、SC等の参加を求める。

②組織の役割

- ・未然防止の視点で、規律・学力・自己有用感が得られていない児童を把握する。
- ・早期発見の視点で日常の児童の様子を把握し、情報を共有する。
- ・いじめの事案が発生した際は、中核となり、組織的に取り組む。いじめの疑いがある段階で直ちに本委員会を開催する。
- ・重大事態（生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い。相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い）が発生した場合は中核となり調査を行う。

③年間計画

月末に定例開催

- | | | |
|-----|---|--|
| 4月 | } | 職員研修 学年懇談会 入学説明会 地域の会議で基本方針説明 |
| 5月 | | 授業参観、懇談会、家庭訪問 |
| 6月 | | 第1回YPアセスメントシート・いじめアンケート実施分析
学家地連・まち懇にて意見交換、基本方針説明 |
| 10月 | | 第2回YPアセスメントシート実施分析 |
| 11月 | | 「いじめ解決一斉キャンペーン」全市一斉実施
状況に応じて個人面談へつなげる
人権週間の取組の一つとして人権学習の感想を記入したカードの作成
昇降口に掲示し、全校で共有 2月の授業参観で保護者とも共有 |
| 1月 | | 学校評価 「丸小をみつめて」「にこにこアンケート」実施 |
| 2月 | | 「まち」とともにあゆむ学校づくり懇話会にて意見交換 |

3 いじめ未然防止、早期発見のための取組

①いじめ未然防止への取組

- ・やさしい声かけができる人間関係づくりを心がける。
(クローバー通信：児童運営委員会)
- ・互いを認め合える受容的な学級づくりを心がける。
- ・子どもの発想や考えが安心して表現できる授業づくりを工夫する。
- ・子どもが主体となって取り組む活動を進める。
- ・アセスメントシートを活用した児童の実態把握と横浜プログラムを活用する。

②いじめの早期発見

- ・いじめは、どのクラスにもどの子にも起こりうるものであるという理解のもと、いじめを見逃さない豊かな人間性と高い人権感覚をもつ。
- ・全教職員で児童を見守り、情報を専任に集約し、学年研、職員会議で情報を共有する。
- ・定期的にアンケートをとる。

③いじめに対する措置

- ・組織的な対応をする。
- ・被害児童・保護者への支援、加害児童・保護者への指導・支援を行う。
- ・警察署等関係機関・専門機関との連携を進める。

④研修

- ・共有された情報をもととした児童理解研修を推進する。
- ・いじめ防止、対応に向けた校内研修を充実させる。
- ・子どもの社会的スキル横浜プログラム

⑤「まち」とともにあゆむ学校づくり懇話会の活用

- ・年2回の懇話会にて意見交換、地域での子どもたちの情報交換を行う。

4 重大事態への対処

【重大事態の定義】

いじめ防止対策推進法 28 条第 1 項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(同項第 1 号)、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(同項第 2 号)とされている。

【発生の報告】

学校は、重大事態が発生した場合(疑いを含む)は、直ちに教育委員会に報告する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、12月に点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う。(PDCA サイクル)

6 その他

- ・必要があると認められる際には、学校基本方針を改定し、改めて公表する。
- ・丸山台小学校いじめ防止基本方針については、本校ホームページに掲載する。

参考資料 横浜市いじめ防止基本方針(平成 29 年 10 月改定)

いじめの防止等のための基本的な方針(文部科学省 平成 29 年 3 月 14 日改定)